

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年9月30日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900321 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000026 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 9 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日に訂正し、平成 9 年 10 月の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

平成 9 年 10 月については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 9 年 10 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

平成 5 年 4 月 1 日に A 社に入社し、平成 9 年 10 月 31 日まで在籍した。その後、平成 9 年 11 月 1 日よりグループ会社の B 社へ転籍による異動があった。当時の給与明細書では、厚生年金保険料が各月の給与から控除されているので、被保険者期間の空白はないと思われる。

入社から退職まで、同じグループ会社内での異動はあったが退職はしていないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る雇用保険被保険者記録、C 社 (A 社から商号変更) の回答及び請求者が提出した支給明細書により、請求者は、請求期間において A 社から同社の関連会社である B 社に継続して勤務し、A 社において平成 9 年 10 月の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

なお、請求者の A 社から B 社への転籍日については、C 社の回答から平成 9 年 11 月 1 日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者が提出した支給明細書の記載から 26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 社の事業主は、平成 9 年 10 月について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日を社会保険事務所 (当時) に対し誤って届出したことを認めていることから、社会保険事務所は請求者の平成 9 年 10 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900256 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000027 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 3 年 2 月から平成 6 年 9 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成 3 年 2 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、32 万円から 41 万円、同年 8 月から平成 4 年 9 月までの標準報酬月額については、36 万円から 41 万円、同年 10 月から平成 6 年 9 月までの標準報酬月額については、38 万円から 41 万円とする。

平成 3 年 2 月から平成 6 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から平成 6 年 10 月 1 日まで
請求期間当時の給与支払額と標準報酬月額算定金額が違う点を調査してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 4 年 8 月及び同年 9 月については、請求者が提出した賃金台帳及び決算報告書により確認できる報酬月額 (41 万円) 並びに厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額 (38 万円) は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額 (36 万円) を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 1 項ただし書きでは、請求者が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、請求者は、A 社の登記簿謄本により、平成元年 9 月 5 日から平成 16 年 6 月 30 日まで同社の代表取締役であることが確認でき、賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届も請求者が作成していた旨陳述している。

これらのことから、給与から控除された厚生年金保険料の額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えていたとしても、請求者は、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、平成 4 年 8 月及び同年 9 月について、厚生年金特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

2 厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。請求期間のうち、平成2年11月から平成4年7月までの期間及び同年10月から平成6年9月までの期間については、請求者が提出した賃金台帳により、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受けているものの、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と同額又は低額の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できることから、厚生年金特例法による訂正はできない。

3 前述の賃金台帳等によると、平成3年2月から平成6年9月までの標準報酬月額については、本来の標準報酬月額は41万円であり、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることから、平成3年2月から平成6年9月までの標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

なお、平成3年2月から平成6年9月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

4 請求期間のうち、平成2年11月から平成3年1月までの期間については、請求者が提出した賃金台帳により確認できる厚生年金保険料の控除額又は本来の標準報酬月額のいずれの額も、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法及び厚生年金保険法による記録訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000035 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2000004 号

第 1 結論

請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年*月*日から昭和 41 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 3 月に A 市役所の窓口で住民登録を行った時に国民年金の加入の有無を尋ねられ、加入する旨了承した。同年 10 月に請求期間に係る国民年金保険料を一括請求され、高額につき支払い出来ず、同年 11 月に婦人会の担当者に納付した。領収証や年金手帳は貰えなかった。年金手帳は、昭和 51 年まで A 市役所で保管されていた。請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は平成 27 年 8 月 11 日付け及び平成 29 年 4 月 21 日付けで、昭和 37 年 1 月から昭和 41 年 3 月までの期間に係る訂正請求を行っているところ、既に平成 27 年 11 月 13 日付け及び平成 29 年 8 月 8 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、記録の訂正が認められないことに納得できないとして再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、①請求者が B 婦人会の担当者に預けたとする金額は、請求期間の国民年金保険料の合計額と一致しない上、前述の担当者は既に他界しており、請求期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができないこと、②前述の担当者が請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする昭和 41 年 12 月時点において、請求期間には既に時効により保険料を納付できない期間（昭和 37 年 1 月から昭和 39 年 9 月までの期間）が含まれることから、制度上、請求期間の国民年金保険料を一括納付することはできない上、当該時点において、過年度納付可能な期間（昭和 39 年 10 月から昭和 41 年 3 月）についても、A 市保険年金課担当者は、「組織が取扱っていた保険料は、現年度保険料のみであり、過年度保険料については取扱いがなかった。」と陳述していること、③請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料を納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、請求期間に係る新たな資料はなく、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明であり、その他の資料からも請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付を推認できない。

このように、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。